

静岡県教育委員会告示第9号

静岡県公立高等学校等学び直し支援金事務処理要綱（平成30年6月1日教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

改正前	改正後
(支給金額等) 第5条 学び直し支援金は、月を単位として支給するものとし、次の額を限度として支給する。 (1) 全日制課程 9,900円 (2) 定時制課程 2,700円 (3) <u>通信制課程 520円</u>	(支給金額等) 第5条 学び直し支援金は、月を単位として支給するものとし、次の額を限度として支給する。 (1) <u>定額制授業料の場合</u> ア 全日制課程 9,900円 イ 定時制課程 2,700円 (2) <u>単位制授業料の場合</u> ア 定時制課程 1単位あたり1,740円 イ <u>通信制課程 1単位あたり336円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。